

日本運動器看護学会誌 投稿規程

平成 18年 4月 15日改正
 平成 18年 7月 1日改正
 平成 19年 3月 17日改正
 平成 20年 3月 15日改正
 平成 21年 3月 15日改正
 平成 25年 1月 27日改正
 平成 31年 2月 1日改正
 令和元年 10月 31日改正
 令和 2年 9月 27日改正
 令和 3年 1月 24日改正

1. 投稿者の資格

本誌への投稿者（共著者を含む）は、日本運動器看護学会会員に限る。但し、日本運動器看護学会学術集会の講演者で本学会編集委員会から原稿を依頼された場合はその限りでない。

2. 投稿原稿のテーマ

本誌への投稿原稿のテーマは、運動器看護およびその関連領域とする。

3. 投稿原稿の種類

1) 投稿原稿は、国内外の他の出版物に未投稿、未発表のものに限る。

2) 投稿原稿は、以下の区分に基づいてその種類を明記して投稿する。機関リポジトリで公開された論文は受稿しない。

- ①総説：運動器看護に関する特定のテーマについての文献を分析し、総合的に解説したもの。
- ②解説：運動器看護に関する特定のテーマについての知見を論述したもの。
- ③原著：運動器看護に関する研究論文のうち、独創性が高く、新たな知見が論理的に展開され、研究論文として形式が整っているもの。
- ④研究報告：運動器看護に関する研究論文のうち、内容・論文形式ともに原著には及ばないが、研究として発表する意義あるいは価値があるもの。
- ⑤実践報告：運動器看護の実践のうち、新規性があるなど紹介することが運動器看護の発展に寄与し、会員の参考になるもの。事例報告を含む。
- ⑥資料：運動器看護に関するデータや提案など紹介することが運動器看護の発展に寄与し、会員の参考になるもの。
- ⑦その他、編集委員会が必要と認めたもの。

4. 投稿方法

- 1) 投稿原稿は以下の執筆要項に準じたものとする。
- 2) 日本運動器看護学会倫理指針を遵守する。
- 3) 投稿原稿には、表題、キーワード（3語程度）、著者名と会員番号、所属機関名、メールアドレス、希望する原稿の種類、図表、写真等の各枚数、別刷希望部数を記した表紙を添付する。
- 4) 投稿原稿は、本文、図表・写真のいずれも3部（うち2部は著者名・所属を消したもので、複写でもよい）およびそれらを保存した電子媒体、記載済みの投稿論文チェックリストを送付する。
- 5) 原稿の送付にあたっては、封筒の表に「日本運動器看護学会誌原稿」と朱書きし、下記宛に書留または書留扱いの方法で送付する。

〈寄稿先〉日本運動器看護学会誌編集事務局

株式会社 国際文献社・パブリッシングセンター

〒162-0801

東京都新宿区山吹町332-6

E-mail : jsmn-edit@bunken.co.jp

TEL : 03-6824-9363 FAX : 03-5206-5332

- 6) 査読後の最終投稿原稿は、本文、図表・写真を1部ずつ印刷したものと、それらを保存した電子媒体を事務局に書留扱いで送付する。
- 7) 投稿された論文（原稿および電子媒体）は、理由の如何を問わず返却しない。

5. 投稿原稿の受付および採否

- 1) 投稿は随時原稿を受付ける。原稿が到着した日を受付日とし、到着順に受付番号を付し、投稿を受け付けた旨、返信する。
- 2) 投稿原稿の会誌掲載は査読を経て編集委員会が決定し、査読結果を返信する。

- 3) 査読者の判定によっては、原稿の修正あるいは原稿の種類の変更を著者に求めることがある。
- 4) 8月末日までに会誌掲載が決まった投稿原稿は、原則としてその年度の学会誌（4月発刊予定）に掲載する。

6. 原稿の執筆要領

- 1) ワードプロセッサを用い、A4用紙に1200字（40字×30行横書き）になるように作成する。
- 2) 書体は標準の明朝体10.5ポイントとし、新仮名遣い、常用漢字を用いる。
- 3) 外国語はカタカナで表記する。但し外国人名、日本語訳が定着していない学術用語などは、活字体の原綴を用いてもよい。
- 4) 一編の枚数は、本文、文献、図表を含めて以下の枚数以内とする。

①総説または解説：原稿10枚以内（仕上り5ページ以内）

②原著：原稿12枚以内（仕上り5ページ以内）

③研究報告：原稿12枚以内（仕上り5ページ以内）

④実践報告・資料等：原稿8枚以内（仕上り4ページ以内）

⑤標題、キーワード、著者名、所属機関名は和文とともに英文もつける。

⑥すべての論文に400字程度の和文要旨をつける。英文要旨も加えることができる。

⑦図、表、写真は、それぞれ1から順に通し番号をつけ、本文末に添付するとともに、挿入希望位置を本文原稿の右欄外に朱書きする。

- 5) 文献の記載方法は下記に従う。

①文献については、本文の該当する箇所に(1)、(1～4)などの番号で示し、本文原稿の最後に一括して引用番号順に記載する。なお、共著者は6名まで記載する。共著者が7名以上の場合は、和文の場合は他、英文の場合はet al. と記載する。

②文献リストは、本文末に番号順に列記する。

③文献リストは、文献の種類に応じて以下のように記載する。

・雑誌

著者名、論文タイトル、雑誌名、発行年；巻（号）：頁-頁。

例]

1. 坂本雅代, 前田智子. 脊髄損傷者の受傷による苦悩から立ち直りに向け意識が変化する要因.

看護研究. 2002; 35(5): 439-449.

2. Bracken MB, Shepard MJ, Collins WF, Holford TR, Young W, Baskin DS, et al. A randomized, controlled trial of methylprednisolone or naloxone in the treatment of acute spinal-cord injury. Results of the Second National Acute Spinal Cord Injury Study. *New England Journal of Medicine*. 1990; 322(20): 1405-1411.

・書籍

著者名、書名（版）、発行地：出版社名；出版年、頁-頁。

例]

1. 有馬明恵. 内容分析の方法. 京都：ナカニシヤ出版；2007. 37-45.

・書籍の一部

著者名、章のタイトル、編者名、書名（版）、発行地：出版社名；出版年、頁-頁。

例]

1. 赤木将男. 第3章予防法・総論. C. 間欠的空気圧迫法. 富士武史編. 整形外科術後肺血栓塞栓症・深部静脈血栓症マニュアル：ガイドラインに基づく予防・診断・治療の実際. 東京：南江堂；2005. 60-67.

・翻訳本

著者名、訳者名、書名（版）、発行地：出版社名；出版年、頁-頁。

例]

1. Fawcett J, 太田喜久子, 筒井真優美. 看護理論の分析と評価. 東京：医学書院；2008. 258-272.
2. Benner PE, Hooper-Kyriakidis PL, Stannard D, 阿部恭子, 井上智子. ベナー看護ケアの臨床知：行動しつつ考えること. 東京：医学書院；2012. 92-97.

・Webサイト、Webページ

著者名、Webページの題名、Webサイトの名称、更新日付、URL。（参照年-月-日）

例]

1. 厚生労働省. 統計情報・白書, 医療施設動態調査（平成30年9月末概数）. 2018-12-10. <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/m18/is1809.html>. (参照2018-12-17)

7. 著者が負担すべき費用

- 1) 論文掲載料は原則として無料とする。
- 2) 別刷はすべて著者の実費負担とする。
- 3) その他、写真使用等による特別な費用が必要な場合には著者負担とする。

8. 著作権

日本運動器看護学会誌に掲載された論文等の著作権は、原則として本学会に帰属し、掲載後は本学会の承諾なしに他誌に掲載することを禁じる。最終原稿提出時、委員会より提示する著作権譲渡同意書に、共著者共に自筆署名し提出する。ただし、特別な事情により原則が適用できない場合は、著者と本学会との間で協議のうえ措置する。

注：・依頼論文等であり、その内容が著者個人ではなく著者の所属する法人等に係わるもので、著作権の本学会への帰属に関し当該法人等の了解が得られない場合。

- ・特別講演記事などで著者の了解が得られない場合。

9. その他

日本運動器看護学会誌に掲載された論文は、大学図書館などの機関から申請があれば機関リポジトリに再掲載を許可する。登録を希望する場合は、学会HPの登録申請書の必要事項を記載し、郵便または電子メール（添付）にて学会事務所へ送付する。編集委員会で登録可能な論文か確認し、登録可能であれば許可書を発行する。

付則

この規程は、平成17年9月10日から施行する。
この規程の改正は、編集委員会、理事会の協議を経て行うものとする。

この規程の改正は平成18年4月15日から施行する。
この規程の改正は平成18年7月1日から施行する。
この規程の改正は平成19年3月17日から施行する。
この規程の改正は平成20年3月15日から施行する。
この規程の改正は平成21年3月15日から施行する。
この規程の改正は平成25年1月27日から施行する。
この規程の改正は平成31年2月1日から施行する。
この規程の改正は令和元年10月31日から施行する。
この規程の改正は令和2年9月27日から施行する。
この規程の改正は令和3年1月24日から施行する。